

「山口県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料
支援事業補助金」に関する質疑応答集

(R6. 1. 1-R6. 12. 31)

令和 6 年 4 月
山 口 県

<お問い合わせ先>

産業労働部経営金融課 金融支援班

TEL (083)933-3188 FAX (083)933-3209

1 本事業の目的は。

県内中小企業者が、「新型コロナウイルス感染症対応資金」に係る借入金の返済計画の見直し（以下、条件変更という。）に係る経費負担を軽減し、事業継続に必要な手元資金の確保を支援する。

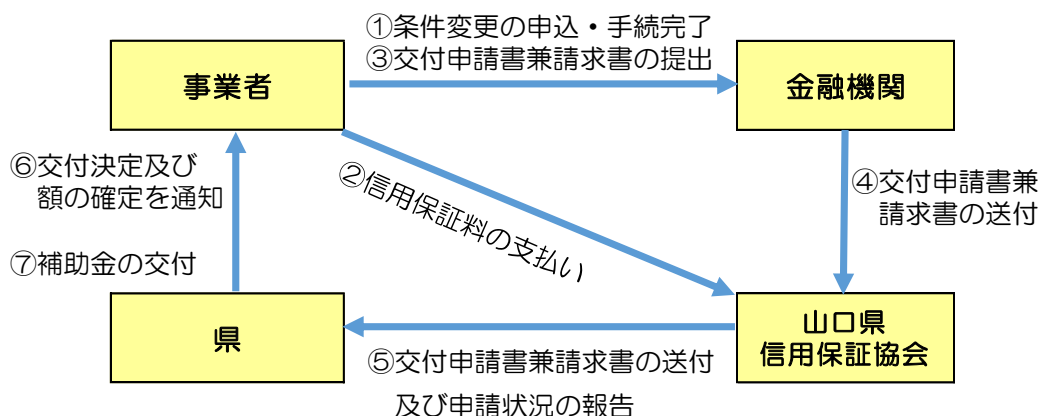
2 本事業の概要は。

令和2年度及び3年度に実施した「新型コロナウイルス感染症対応資金」について、据置期間5年以内、融資期間10年以内の範囲内で条件変更する場合、山口県信用保証協会へ追加で支払った信用保証料について、県が補助する。

なお、信用保証料については、山口県信用保証協会へ一旦お支払いいただく必要があります。県からの補助金は、申請受付後、約2か月程度で交付する。

※申請内容に何らかの確認を必要とする項目や不備がある場合には、交付までに時間を要することがあります

<信用保証料支援の流れ>



3 対象となる条件変更の内容は。

○ 原則として、借入から条件変更後の据置期間5年以内、かつ融資期間10年以内が対象となります。

なお、対象となる条件変更・対象とならない条件変更の例は以下のとおり。

【対象となる例】

- ・借入時の据置期間が5年以内であり、
 - ①据置期間を借入から5年以内に延長する場合
 - ②据置期間を借入から5年以内に延長し、併せて融資期間を借入から10年以内に延長する場合
 - ③据置期間を延長せず、融資期間を借入から10年以内に延長する場合

※借入時に据置期間を設定していなかった、もしくは既に据置期間が終了している場合、借入当初から5年以内の範囲で、条件変更時点の残高に対して据置期間を設定する際に、本事業の対象となる。

【対象とならない例】

- ・条件変更後の据置期間が5年を超える場合、又は融資期間が10年を超える場合

4 本事業の補助対象期間及び申請期限は。

【補助対象期間】

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの条件変更実行分

【県への補助金申請期限】

「新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料支援事業補助金交付申請書兼請求書」は令和7年1月20日山口県経営金融課に必着

《申請の流れ(令和6年4月1日以降条件変更実行分)》
 金融機関→山口県信用保証協会→山口県経由で申請(令和7年1月20日山口県経営金融課必着)となりますので、お早めに申請手続きをお願いします。

5 申請様式はどこから入手できるか。

山口県経営金融課HP

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a16300/kinyuu/hosyouryoushien.html>) に掲載。

もしくは、各金融機関・山口県信用保証協会 各営業店にお問い合わせください。

6 当該事業における申請様式の記載例について。

様式第1-1号(第4条関係)

山口県知事 様

令和〇年〇月〇日

申請年月日
を記載

山口県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料支援事業補助金
 交付申請書兼請求書(一括徴求用)

山口県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり、提出します。

なお、山口県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料支援事業要綱第7条の規定により返戻保証料が生じる場合は、補助金相当額を県に

補助対象期間(R6.1.1
~R6.12.31)の条件変更
実行分に係る追加保証料の
支払額を記載

記

交付申請に係る事項	保証番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇						
	条件変更実行年月日	令和〇年〇月〇日						
	借入金融機関名	〇〇銀行 (〇〇支店)						
	条件変更によって発生した追加の 変更保証料(交付申請額兼実績報告額)	〇,〇〇〇円						
申請者に係る事項	事業者	〒〇〇〇-〇〇〇〇						
	住所	山口県〇〇市〇〇××-××× 〇〇アパート〇〇〇号室						
	事業者名(屋号)	〇〇〇株式会社						
	代表者名	〇〇 〇〇						
	電話番号	(〇〇〇) - (〇〇〇〇) - (〇〇〇〇)						
振込口座	担当者名	〇〇 〇〇	所属部署	〇〇課				
	金融機関名	〇〇銀行 (〇〇支店)						
	預金種別	普通						
	口座番号	0	1	2	3	4	5	6
	口座名義	フリガナ ヤマグチ タロウ 山口 太郎						

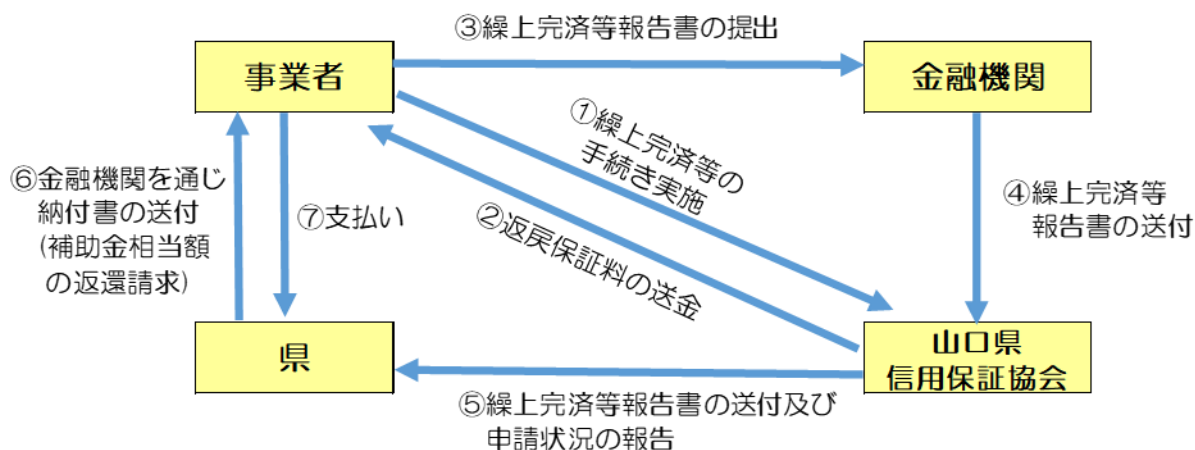
追加保証料を支払った
口座を記入

7 新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料支援事業により、追加の保証料について補助金の支払いを受けたが、その後、繰上完済等の事由により、返戻保証料が生じた場合はどのような手続きが必要か。

新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料支援事業により、追加の保証料について補助金の支払いを受けた後、繰上完済等により、返戻保証料が生じた場合は、様式第2号「山口県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料支援事業補助金に係る繰上完済等報告書」の提出が必要です。

当該様式により、返戻保証料に係る補助金相当額を計算し、後日補助金相当額の返還を求めます。

＜返戻保証料発生時の流れ＞



8 様式第2号「山口県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料支援事業補助金に係る繰上完済等報告書」を提出しなかった場合はどうなるか。

繰上完済等により、返戻保証料が生じた場合は、様式第2号「山口県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料支援事業補助金に係る繰上完済等報告書」の提出が必要です。

信用保証協会から中小企業者の皆様に保証料の一部が返戻された場合、信用保証協会から県に対して、連絡をもらうこととしており、後日、金融機関を通じて該当する中小企業者の皆様に、様式第2号「山口県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料支援事業補助金に係る繰上完済等報告書」の提出のお願いの連絡をさせていただきます。

9 当該事業における繰上完済等による報告様式の記載例について。

様式第2号（第7条関係）

山口県知事 様

令和〇年〇月〇日

申請年月日
を記載

住 所
事業者名（屋号）
代表者名
電 話
担当者名
所属部署

山口県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料支援事業補助金
に係る繰上完済等報告書

年 月 日付け指令令 経営金融第 号による補助金の交付決定及び額の確定に基づき交付された標記補助金について、山口県信用保証協会から保証料の返戻を受けたので、山口県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 返戻保証料に係る補助金相当額について

①保証番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
②返戻保証料発生事由（繰上完済等）の日付	令和〇年〇月〇日
③②に係る返戻保証料の額	50,000 円
④標記補助金に係る交付額 (R3. 4. 1～R6. 12. 31 条件変更実行分) ※1	30,000 円
⑤条件変更実行後の追加保証料 (累計額) ※2	60,000 円
⑥新型コロナウイルス感染症対応資金の 当初保証料(事業者負担分) ※3	200,000 円
⑦返戻保証料のうち補助金相当額 (③×④ / (⑤+⑥)) ※4	5,769 円

※1 標記補助金に係る交付額のうち、県への既返還額は除く。

※2 ④標記補助金の交付額を含む。

ただし、条件変更実行後の追加保証料のうち、既返戻保証料は除く。

※3 事業者に当初保証料の負担が発生するのは、新型コロナウイルス感染症対応資金の融資実行時において、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けた法人又は小規模でない個人事業主かつ売上高等の減少割合が前年同月比▲5%以上▲15%未満の場合。

※4 1円未満切り捨て

2 添付書類

山口県信用保証協会から返戻された保証料の金額が確認できる書類の写し